

随意契約及び比較見積省略理由書

大和川下流流域下水道 今池水みらいセンター 水処理電気設備補修工事

本工事は、今池水みらいセンターに設置されている水処理電気設備において経年劣化により不具合が発生しているため、不良部品の取替を行い、本来の機能を回復させるものである。

当該設備は、いわゆる汎用設備ではなく、今池水みらいセンター用に特別に設計・製作されたものであり、独自のシステム構成やシステムを構成する各機器相互のインターフェース（情報信号の固有のやりとり）など製作者独自の他者に表示されない技術に基づいて設計されている。

従って本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力及び補修工事に伴う交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要であるため、他者では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該設備の設計・製作・据付を実施した株式会社東芝から上下水道事業を事業承継された東芝インフラシステムズ株式会社から更に事業承継された東芝インフラテクノサービス株式会社（旧名称東芝トランスポートエンジニアリング株）以外にないため、大阪府との契約窓口である同社関西支店より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、同者と随意契約を締結するものである。

比較見積省略理由

本件は、上述のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により、比較見積りの徴取を省略するものである。